

平成18年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成18年12月8日

○出席議員 20人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄二 君	6番 刈込 欣一 君	7番 末吉 定夫 君
8番 黒川 民雄 君	9番 渡辺 玄正 君	11番 高橋 秀男 君
12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君	14番 八代 一雄 君
15番 児安 利之 君	16番 渡辺 利夫 君	17番 佐藤 浩寿 君
18番 滝口 敏夫 君	19番 伊丹 富夫 君	20番 水野 正美 君
21番 岩瀬 義信 君	22番 深井 義典 君	

○欠席議員 1人

10番 寺尾 重雄 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平 輝夫 君	助 役 杉本 栄 君
収入 役 江沢 始一 君	教 育 長 松本 昭男 君
総務課 長 西川 幸男 君	企 画 課 長 藤江 信義 君
財政課 長 関 重夫 君	課 税 課 長 乾 康信 君
収納課 長 鈴木 克巳 君	市 民 課 長 滝本 幸三 君
介護健康課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田原 彰 君
清掃センター所 長 酒井 正広 君	都 市 建 設 課 長 三上 鉄夫 君
農林水産課 長 岩瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守沢 孝彦 君
福祉事務所 長 小柴 章夫 君	水 道 課 長 藤平 光雄 君
会計課 長 岩瀬 武 君	教 育 課 長 渡辺 恵一 君
社会教育課 長 佐藤 光男 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 中村 一夫 君
農業委員会 酒井 明 君	
事務局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川又 昌昶 君 議事係 長 目羅 洋美 君

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案の訂正について

第2 議案上程・質疑・委員会付託

議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定について

議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について

議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第69号 千葉県後期高齢者広域連合の設置に関する協議について

議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算

議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算

第3 陳情の委員会付託

陳情第7号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第8号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第9号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書提出を求める陳情

陳情第10号 療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止するよう国への意見書提出を求める陳情

第4 休会の件

開 議

平成18年12月8日（金） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は19人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立

いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案の訂正について

○議長（水野正美君）日程第1、議案の訂正についてであります。

市長より議案の訂正について発言を求められておりますので、これを許します。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）議案の訂正について申し上げます。

お手元に正誤表を配布いたしましたとおり、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について、その第4条において勝浦市社会教育委員会委員となっておりますが、勝浦市社会教育委員の誤りでありますので、ご訂正くださるようお願いを申し上げます。

以上で訂正につきましての説明を終わりますとともに、慎んでおわび申し上げます。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（水野正美君）日程第2、議案を上程いたします。

議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）何点かお伺いしたいと思います。

初めに、議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この内容につきましては、提案理由の説明、さらには一般質問のやりとりの中で答弁がありまして、大方のところ理解しているところであります。

1点だけお伺いしたいのは、附則の委任事項で、第3条、この条例に定めるもののほか福祉事務所に必要な事項は、市長が別に定めるという項目が設けられているわけですが、この点について市長が別に定める必要な事項について、現時点においてどのような事項を考えているのか、想定しているのかという点でご説明いただきたいと思っております。

次に、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。ここで尋ねることは、勝浦市学校給食共同調理場設置条例の一部改正、勝浦市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正、それと第5条の勝浦市公民館条例の一部改正、さらに第

6条の勝浦市文化財の保護に関する条例の一部改正であります。この各委員等の大幅な削減ですね。第3条については6名削減、50%の削減、第4条については12名の削減、第5条では一挙に30名から10名ということですから20名削減と。年6回の会議回数を年3回に半減させると。さらに、第6条の関係については、これも半減、20人を10名にするということでもあります。

ここに今申し上げたこと等の提案をされた理由であります。種々検討された上で結論を出し提案されてきていると思いますが、各委員等の人数を大幅に削減した、根拠、理由といたしますか、この点について市民に対する説明責任が問われる内容でありますので、この際、具体的にご説明をいただきたいと思っております。

それと第8条の関係、これは勝浦市国民健康保険条例の一部改正であります。さらに、第9条が勝浦市介護保険条例の一部改正であります。ここで国保条例の一部改正の方は12名から9人に、介護保険の方は15人を1名減の14人という削減をする提案でありますけれども、この辺がどうも理解できないのが、国民健康保険の関係と介護保険関係の中身ですね。審議の中身の問題ですけれども、どちらかという国保の方がウエートを占めていると、こう私は認識しているわけです。ところが、国保の関係については9人にし、介護保険の関係については14人にしている。この委員の人数の比較の問題、それから国保、介護の中身の問題等の対比の中で、このような形にした理由がどうもわからないわけです。したがって、この点についても説明責任が問われる内容でありますので、具体的にご説明をいただきたいと思っております。

それと附則の関係であります。これは確認でありますけれども、1号の第1条中、次に掲げる改正規定、それぞれ定める日とありまして、この中で青少年問題協議会委員の項にかかわる規定（市議会議員を除く）とあります。そして、ウの中で、これは環境審議会委員の項にかかわる規定（市議会議員を除く）とあります。さらに、3号ですね。第4条及び第5条にかかわる規定（市議会議員を除く）、こうあるわけです。これはどういうことなのか。ある程度わかりますけれども、この際、きちっと説明しておく必要があるかと思っておりますので、説明をしていただきたいと思っております。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、ご質問の3点につきましてお答えをいたします。

まず、課設置条例の一部を改正する条例の附則の関係でございますが、附則の3条の「福祉事務所に必要な事項は、市長が別に定める」という内容でございます。これにつきましては、議員ご承知のように、現在も勝浦市福祉事務所長事務委任規則ということで、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任するという規則が現在も定めてございます。基本的にはどういふものかということでございますが、基本的には生活保護法の関係、法的にいいますと、身体障害者福祉法に関する関係、さらには精神障害者福祉法等々の福祉六法に関連するものについての事務について、市長が福祉事務所長にその事務を委任する内容ということで、現在についても規則で定めている内容でございます。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

附属機関設置条例等の一部を改正する条例の中の何点かご質問いただきました。総括的なことは私の方でご答弁させていただきまして、細部につきましては担当課の方からご説明があると思っておりますが、基本的に今回の附属機関設置条例等の見直しに当たりましては、財政、総務課等々で各課のヒアリングを実施いたしました。基本的には、行革大綱の中での委員会の統廃合、委員数ほか構成員の見直しということに基づきまして行ったわけではあります。各課とのヒアリングの

中でいろいろ意見がございました。そういう中で、最終的に調整が整ったものについて、今回、数の減をさせていただいたものであります。

数等につきましては、議員ご指摘の、特に教育委員会関係と申しますか、3条の学校給食共同調理場の委員につきましては12名を6名ということでございます。これにつきましては、現在も委員数は9名でございまして、それを今回6名ということで3名を減。条例上は12名ということであります。今回の見直しの中につきましては、市の構成員の中では市の職員であります福祉事務所長、市議会議長、それに教頭会の会長についてはその数を減らそうという内容であります。減らすに当たりますと、基本的にはいろいろ問題を審議していただく上で支障のない範囲ということを基本に見直しをさせていただきました。

社会教育委員につきましては25人以内を13人以内とさせていただきました。今回の内容については、実際は以内ということですので、実際の委員数と見直しの委員数に多少差はございますが、基本的に削減した場合につきましては学識経験者を5名から3名、うち議員については1名を、市議会の推薦ということで学識経験ですが、これにつきましても3名を2名に削減させていただいた内容でございます。

公民館運営審議会の関係でございますが、これにつきましては減らした内容につきましては、各学校の長が選挙またはその他の方法により推薦した学校の代表者につきまして2名を1名に、本市に事務所を有する教育とか学術とか文化とか、そういう団体あるいは機関からの代表者につきまして10名から7名に、学識経験者ということで市議会議員の枠であります。これについて3名から2名というふうな削減をさせていただきました。

文化財審議会につきましては実質定数を減にさせていただきました。

議員ご指摘のありました国民健康保険運営協議会、介護保険の運営協議会の関係でございますが、国民健康保険につきましては被保険者を代表する委員につきまして4名から3名、保険医あるいは薬剤師等を代表する委員につきましても4名から3名、広域を代表する委員につきまして4名から3名というふうなことで削減をさせていただきました。介護保険につきましては、特に国保の方が削減率が高いというようなお話ございました。ただ、介護保険につきましては、今回、介護に関し特に学識とか経験を有する者について7名ということで、この内容については削減が難しいということで据え置かせていただきました。削減したものは、被保険者の4名から3名、介護サービスに関する事務に従事する者というのが介護保険審議会の方はございます。この4名についても、現時点では削減は難しいだろうということで、今回、削減をいたしませんでした。そういうことから、国保の審議会の委員の数と介護保険運営協議会の委員の数が差が出たという内容でございます。細かなことにつきましては、担当課の方からご説明をお願いしたいと思います。

その同じ条例の中の附則の関係でございます。今回の附則の関係、各種委員会の委員につきましてはそれぞれ任期が異なります。よって、附則の中で任期の異なるものについては、今の任期については、それぞれその任期までについては従来どおりということから、それぞれ附則でその適用を別に定めさせていただいたものであります。以上です。

○議長（水野正美君）次に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君）共同調理場の運営委員会委員でございますけども、検討の中で保育所関係、また学校関係、議会関係ということで、ほかに委嘱している委員がおります

ので、事務的、また運営的に大きな支障はないだろうということで、現状9名から3名減ということをお願いしたものでございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）社会教育委員の定数の減についてでございますが、これにつきましては、現在16名の委員をお願いしているわけでございますが、その中で各団体、大学でありますとか、高校でありますとか、小学校の校長の代表でありますとか、婦人会でありますとか、青少年問題協議会、体育協会とか、そういう団体各1名で委員をお願いしております。その中で、先ほども説明でございましたが、学識経験者といたしまして現在5名おりますが、その中で3名。議員の皆さんには3名お願いしているところですが、2名ということで、支障ない範囲ということで委員をお願いしているわけでございます。

公民館の関係でございますが、公民館の関係につきましては、先ほども説明ございましたが、学校の校長関係者、婦人会も各支部の方がそれぞれ委員となっておりましたが、それも代表と副代表2名ということでお願いをしたわけでございます。その中で今回、夷隅青年会議所の関係につきましては、ほかにもいろいろとご参加いただいているところもあるということで減とさせていただいたところでございます。市議員の関係でございます。それにつきましても、2名を1名減ということで対応をお願いしたいと。区長会につきましても、現在、各地区の区長会の会長さん方に参画していただいておりますけれども、これにつきましても会長と副会長ということでお願いをしているところでございます。

文化財審議会の委員でございますが、これにつきましては6名でお願いしているところでございますが、その中で1名亡くなりまして、現在5名ということでお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）勝浦市国民健康保険運営協議会委員の定数ということでございますが、1号委員としまして被保険者を代表する委員、2号委員としまして保険医又は保険医薬剤師を代表する委員、3号委員といたしまして公益を代表する委員、それぞれ4名ということで選任をしておりましたけれども、協議の中で特に大きな支障はないだろうというような考えのもと、それぞれ3名ということで合計9名ということで話をしたわけでありまして。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）介護保険運営協議会の委員の削減の関係でございますが、介護保険運営協議会につきましては1号といたしまして、介護に関し学識又は経験を有する者7名以内ということで、これにつきましては医師会等、各団体から1名ずつ7名、2号で被保険者代表の方ですが、ここだけが重複して4名ということで、この被保険者代表を1名削減しても別に支障がないだろうということで、今回削減しました。

また、3号の介護サービスに関する事業に従事する者4名以内となっておりますが、これにつきましては市内の各介護施設の代表者それぞれ4名を代表しておりますが、これは2号以外については削減するのが無理な状態でありますので、今回、被保険者代表だけ1名削減した形になっております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）附則第1号のウですね。環境審議会の関係でございますけれども、環

境審議会の委員の任期につきましては、現在18年4月1日から20年3月31日ということで2カ年の任期でございます。したがって、この施行規則については6月1日からという項目には当たらないということで、平成20年4月1日、次の更新からというふうに附則で定めたところがございます。なお、市会議員を除くという部分につきましては、この任期が2カ年、4月1日から始まるということでございますが、その委員の構成の中で市会議員の皆様については、途中で交代があるということで、現在任期中であります、交代した時期が17年6月1日からということでございまして、これにつきましては19年6月1日の委員交代という予定でございますので、これを除くというふうにごうたわさせていただきました。以上でございます。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）大変失礼いたしました。附属機関設置条例の附則の関係でございますが、各審議会等については委員の任期がそれぞれ違うと申し上げました。特に市議会議員関係を除くということでございますが、ご承知のように市議会議員の任期が19年5月31日ということでございますので、今回の基本的な条例の施行については19年6月1日からということであります、それぞれの委員さん方の任期が違うということで、附則の1項1号から6号までについて任期に合わせて施行日を決めてございます。ただ、その委員さん方と議員さん方の任期が異なりますので、附則の中で特に各委員の任期については、その任期をもって、市議会議員につきましては5月31日ということがございますので、その関係を附則でごうたわさせていただきました。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）再度お伺いいたします。まず、議案第59号の附則の関係でございますが、そうしますと、必要な事項等については規則で定めていくと、こういうことで理解してよろしいかどうか。そうであるとするならば、その規則は当然、条例案、提案される段階において既につくられているであろうと思うわけでありまして。かいつまんでご説明がございましたが、その規則に定められている留意点と申しますか、特に市長が必要な事項を別に定めるという内容の留意点について、もう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

それと、議案第60号の関係であります、いろいろ削減の理由等についてご説明いただきましたが、大ざっぱに言うと、それぞれ支障のない範囲で削減したということだろうと思うんですね。定数と実質の人数が違いがあって、定数を割った人数で現在、委員構成がされている。その現委員構成から削減の数、これの差を見るとそんなに大きな差ではないわけでありましてけれども、しかし、定数対削減の数を引いてみると、かなりの大きな差になっているわけですね。それをおしなべて支障のない範囲で削減したということであるとするならば、第11条、これは防災会議の関係ですけれども、年に1回開いているのかどうか、ときどき開いているのかどうか、全く情報公開されていないといえ、それまでかもしれませんが、わかりません。この防災会議の委員の数については、わずか3名の削減になっているわけです。ここはかなり大幅に削減できるんじゃないかと、こう考えられるわけでありましてけれども、3名削減でとどめた理由と申しますか、根拠説明について具体的にお示しいただきたいと思っております。

それと、介護保険条例の一部改正の関係でありますけれども、これも全く説明としては納得できるような説明ではないわけですね。国保対比の中で検討をされてない。介護保険条例の関係でありますけれども、国保関係よりも後からできた委員制度なんですね。現実に国保会計の審議のウエートと申しますか、それから比較しましても介護保険関係のこの委員定数について14人必要

なのかどうかと、こういう問題があるわけです。ですから、国保と対比した中で理由をお聞きしているわけでありますから、その点について、明確に再度お答えをいただきたいと思っております。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、課設置条例の一部を改正する条例の附則の関係でございます。附則の3条で、福祉事務所に関し必要な事項は市長が別に定めるという内容のことでございますが、先ほども一部申し上げましたけれども、基本的に福祉事務所につきましては福祉事務所、市長からの委任規則ということで別に規則が定まっております。その内容については、もう少し詳しく申し上げさせていただきます。基本的に福祉事務所につきましては、社会福祉法に基づきまず、いわゆる14条であります。福祉に関する事務所を設置しなければならないということが14条の第1項にうたっております。

6項の中で各市の設置する福祉に関する事務所につきましては、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の中に定めております援護とか、あるいは育成とか、更生とか、措置に関する事務のうち、市が処理することとされているものを行うというふうになってございます。この内容につきましては非常に細かな内容が含まれておりまして、今の条例関係の中につきましても、基本的には福祉事務所については、その事務については変わりません。ただ、福祉事務所の位置づけをえるということでございます。今回、福祉課にするということでもあります。福祉事務所に関する事務につきましては、現在の福祉事務所で行っておりますのは、社会福祉法に定める福祉事務所で行っているものの事務以外に多くの事務を行っておりますので、福祉課とした上で、その一部に社会福祉法に基づく福祉事務所として行う業務があるというような位置づけでございます。よって、先ほど申しました事務委任規則につきましては、すべて規則の中で6項、号数にあらわしますと40号ぐらいの事務の委任規則がございますので、それらを受けまして、基本的には従来と変わらない事務を処理するという考えがございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）防災会議の委員の数の関係でございますが、防災会議につきましては、委員ご承知のとおり、勝浦市の防災会議条例の中で、会長は市長、委員はそれぞれの防災関係機関の職員である市の職員等が定められているということでございます。

今回の防災会議委員の定数の減ということでございますが、基本的にはこの条例の中の第3条第5項第2号で定められています県の職員関係のところを主に減らしたというわけでございます。現在の2号委員につきましては、東上総県民センター夷隅事務所長、夷隅地域整備センター所長、それと南部林業事務所長、南部漁港事務所大原支所長、夷隅健康福祉センター長、勝浦水産事務所長ということで6名の方に委員になっていただいております。この中で、特に県の機能として統括できる部分の東上総県民センターの夷隅事務所でいろいろな情報が統括できるという判断と、もう一つは勝浦地域内にある県の施設を十分に防災に生かしていきたいという観点から、直接的に現在減とする内容につきましては、南部林業事務所、南部漁港事務所、それと勝浦水産事務所ということで、この減を主に考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）介護保険運営協議会と国保運営協議会の重要性というご質問でござい

ますが、介護保険運営協議会につきましては所掌事務について、介護保険条例第12条で介護保険事業計画の策定、また変更に関する事項、介護保険に関する実施状況調査、その他介護保険施策に関する重要事項について所掌事務とされており、3年間の介護保険事業計画及び介護保険料を定める等重要な役割を持っておりますので、それら協議会の委員構成も14名としたものでありまして、国保運営協議会と介護保険運営協議会の比重という形での比較対象は行っておりません。どちらの協議会も重要な審議をするものと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）質問の順序が逆になる点もありますけれども、この防災会議条例の一部改正であります。今、説明ございましたが、実質的にこの防災会議はどのような形で開かれているのかという点なんです。これは災害対策基本法の中で防災会議の設置、防災会議の開催等含めた趣旨について位置づけされていると思っておりますが、災害対策基本法の中で位置づけされているこの防災会議、そしてまた防災会議はどういうことを行うのか、この点について、まず説明していただきたい。その上で勝浦市の防災会議が毎年、地域防災会議の修正あるいは見直し等を含めて常に協議し、常に修正をしていくという作業が行われているのかいないのか、事実上の会議が開かれた。各年度、この5年間ぐらいを示していただいた上でご説明いただきたい。その上に立って、この18名という人数が果たして多いのか少ないのか、この辺の説明をしていただかないと、削減幅が非常に少ないわけですから、他の審議会等と比べますとね。そういう対比の中で説明をしていただかないと納得できないわけですね。そういう形でお願いしたいと思っております。

それと、公民館の関係でありますけれども、定数を30名から10名に20名減らした。この中で、先ほど説明がありましたけれども、各地区の区長会長等が入っている。これを削減すると。市の区長会長、副、ところが各地区の区長会長は正副で副会長になっているんです。減らないということになります。ですから、もう少し精査して説明していただかないと、実質的に減らそうとしても、会長、副会長ということであれば減らないわけです。同じなんです。その点、どうするか、ご説明いただきたいことと、回数も6回から3回にしてしまう。社教の削減、公民館の削減、回数の削減等も含め合わせて、今まで協議し委員会等で審議してきたことは、審議の、協議の回数も半減させていくということになると、今までは何だったのかという説明をしていただかないといけなくなるわけです。

そういう点からご説明いただきたいことと、単なる支障がないから削減するというのではなくて、市民に対してこれこれこういう理由で、こういう根拠があって、そして今回は削減するんだという説明が必要なんです。その説明の中で、全く勝浦市の財政事情とか、あるいはこれまでの各審議会等の活発な審議等もしてきたけれども、それらの実績等を踏まえて、ここまで削減し、あるいはここまでの審議の回数を減らしても十分対応できると、こういう理由説明をした上で説明を加えていただかないと、市民は納得しないと思っておりますよ。そういう点で、再度、責任ある立場の方から、この点についてはご説明をいただきたい。

介護の関係であります。国保との対比の中では検討はしてないということは明確になったわけですね。国保のウエート、介護のウエート、これは要するに、評価の基準が違えば違えば違いますが、これは国保のウエートの方が大きいと私は考えるわけです。したがって、この点についても、今後の課題として介護保険条例の一部改正、今回提案されたけれども、さらに検討を加えていくということについて見解を示していただきたいと思っております。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。杉本助役。

○助役（杉本 栄君）今回の改正の中で、特に今、国保、介護の委員の関係のご質問でございますが、この件につきましては市長の方からの提案理由、あるいは本日も担当課長からなる説明あったわけでございます。もちろん、どこの審議会あるいは委員会にしても、皆それぞれ目的を持って重要な委員会であるということは間違いないわけでございます。したがって、ウエートの面でどちらがどうのこうのということは、私の方からも言えませんが、いずれにいたしましても、今後、制度の改正等々もあれば、その時点におきましていろいろ検討する必要もあろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）お答え申し上げます。防災会議の関係でございますが、議員ご指摘のとおり、災害対策基本法に基づいて設置される会議でございますが、市では防災会議条例を設けております。その中で、その機能性といいますか、そういうものにつきましては、まず第1点としては勝浦市地域防災計画の作成、あるいはその実施を推進する機能を有しております。そのほかに、市に実際に災害が起きた場合等に当該災害に関する情報収集をすることということで、実際に災害が起きた場合に招集をし、いろいろな機能を果たしていただくという大変大事な機関でございます。

そういう関係ではありますが、幸いなことに大災害というのが非常に少ない地域ということでございまして、後に説明した災害に関する情報の収集ということは大きな動きはございません。したがって、今大きな動きをするということであれば、地域防災計画の作成あるいは修正というところが現在行われている会議でございます。

それと、過去の会議の開催につきましては、平成13年3月、これに防災計画の修正がございました。それ以降、14、15、16年度の3カ年度については開催しておりません。直近では18年3月に、これは関係機関の組織修正等々も含めて、現在、この内容を県に最終の協議を行っている段階ということで、その内容を18年3月にご協議いただいたということで、直近では開催しております。

なお、人数の関係で非常に多いのではないかとということでございますが、先ほど私もご説明申し上げましたとおり、防災については関係機関が一堂に会し、一挙に多くの情報を収集し、多くの対応を図るというのが防災に課せられた使命でございます。そういう意味合いから、県の関係機関については窓口をできるだけ少なくし、情報を集約化したいという意味合いで第2号委員でございます県の関係機関を半減するというところでございます。

なお、そのほかにつきましては、国の機関、先ほど申し上げました県の機関、そのほか警察、市の関係職員、教育委員会、消防関係機関、それと指定地方公共機関、これにつきましてはJR勝浦駅あるいは東日本電信電話株式会社、東京電力株式会社ということで、防災にとりましてはこれらの情報が非常に大切でありますので、これをさらに減をするという考えは今のところございません。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、お答えいたします。公民館の運営審議会委員の各地区区長会の会長さん方の減ということでございますが、これにつきましては、11月29日に開催いたしました審議会におきまして、この委員の減につきまして報告いたしましたところでございます。欠席の

方もおられましたけれども、その中で婦人会の各会長あるいは各地区の区長会の会長さん方に説明いたしましたところ、ほかとの兼ね合いもあるのでやむを得ないということで承諾をいただいたところでございます。

2点目の6回を3回にした理由ということでございますが、これにつきましては、今まで視察を毎年行っておりまして、その中で1泊2日で行ってございました関係から、それを2日という形で数えておりました。それで、17年から県外視察は隔年ということになりまして、それが減っているわけでございます。任期につきましては今回の任期中はそのままの定員でお願いいたしまして、次の任期からということでお願いするわけでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）私は議案第59号の勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご質問いたします。今回、非常に組織の機構の改革を楽しみにしていたんですね。というのは、皆さんご存じのように、後期総合計画がスタートした、財政健全化計画もスタートした。行政改革大綱2005もスタートした。今、所管している課というのは総務課であったり企画課であったり財政課というような中であろうと思うんですが、この行政改革大綱2005の中の行政ニーズに対応した組織機構の見直しという大きな柱があって、当然、今後予測される行政ニーズ、また住民ニーズへの迅速な対応やスピーディーなということで、この住民のニーズにスピーディーな対応や意思決定ということの中では、今回、福祉課が新設と、これは評価している。しかし、その他の大きな課題というんですか、例えば、今現在、私がいろんな市の中の情勢調べると、企画財政課というのがあると思うんですね。企画して、当然、企画すればお金がかかりますから、そういったことで企画財政という形で一本化されて、その中で各係が何班か分かれて推進するというようなのが非常にふえてきたというふうに思うんですが、基本的には今回は税務課が統合という形で課税課、収納課が一緒になると。さっき言いましたように、福祉課の新設というようなことが目玉で、基本的には12が12で変わらないということですよ。基本的には、肥大化は防ぐという方針ですから、ただし、極力スリム化していこうと。スリムということは、どっちかという、係を減らしてスリムにしていこうか、課を多くふやしてスリム化していこうということじゃないと思うんですね。係をずうっと減らしていくというのがスリムでもないと思うんで、課自体を見るとスリム化ということになってない。

それよりも、行政ニーズということで、先ほど言いましたように、いろいろ一般質問でも皆さん方からお話が出てますが、例えば、一つは行政改革を本腰にやっていくわけですよ。それに対して総務課で別に行政改革係がいるわけじゃない。そうですよね、係制でもないし。また、総合計画の中でうたっている行政評価制度が今年度、平成18年度導入して、これも企画調整係の中で位置されるのかなというのが明確じゃないと。地域活性化の中で団塊世代がいよいよ来年から退職になるよと、定住移住、これは県と共同歩調をしていくというか、そのための受け皿づくりについても、どこがどのようにやるのかなというように思うことと、差し迫った問題としては、デスティネーションキャンペーンが来年スタートして、その後という形の中で、よく市長が言う、これによって活気あるまちづくり、産業にも振興するんだといった中での観光商工課の1係が恐らく1係のままとなるということも確認しておきたいなど。

私が言うのは、課を減らすという意味じゃないですよ。今、総務課、財政課、企画課、これは非常に連動しているような気がするんですよ。だから、総務課と企画財政課という形で、これ

は2つにして、例えば交流によるまちづくりが藤平市長のいう大きな目玉であれば、観光商工課の中に、今1係ですが、交流振興係とか、観光振興係、あるいは商工振興係、交流というのは、定住も含めているような意味のまちづくりの環境に影響するという受け皿づくりという形で、観光商工振興を強化するというのが、藤平市長がやっているビッグひなまつりとかいろいろなイベントやって交流して、勝浦を知ってもらって、そして産業にすぐにとっかかる方法と、将来の団塊世代の受け皿づくりは当然始まっていくから、それに対して受け皿づくりやろうという中で、そういうふうない根拠が見えなくて、ただ単に、簡単というか、そういうような感じがすごく見受けられるんですね。

そういう形の中で、今回の行政改革大綱2005にうたっています。行政ニーズに対応したということの具体的な、こういうことを重点に置いて、こういうふうにしたんだよと。言わんとすることはわかっていると思いますが、そういうことと住民ニーズに迅速な対応やスピーディーということはあると思うんですが、そういう見方の根拠が乏しいので、教えていただきたいということであります。

○議長（水野正美君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 今回の課設置条例といいますか、組織機構の見直しの関係について、6点程度ご指摘をいただきました。

まず、何点かお答えをさせていただきたいと思います。今回の課設置条例の一部改正に伴います組織の見直し等ではありますが、この組織見直しに当たりましては、基本的には4点の項目を持って見直しの基準をつくらせていただきました。1つは、新たな行政需要とか、行政課題への対応、2つ目が地域の発展とか産業の振興の関係、3つ目が効率的な行政というような観点、4つ目が定員管理適正化計画に基づきます組織機構の見直し、この4点を基本に見直しをさせていただきます。

結論から申し上げますと、今回の組織の見直しの大きな柱は、一つは少子化、高齢化等のソフト関係についての大幅な組織の業務が市民に関係する部分が随分大きく変わってきていますので、その対応を適切にしようという内容が1点ございます。大きな内容が、地域包括支援センターの関連と障害者自立支援法に関連する介護、福祉の関係が大きな柱となって検討させていただきます。きのうの滝口議員の一般質問の中で何点かお話をさせていただきましたけれども、そのほかにも、それらも含めて今回の見直しをさせていただいた内容でございます。

そういう中で、議員ご指摘の企画、財政の関係、ご指摘をいただきましたが、確かに他の市、特に小さい市だと思うんですが、市、町、企画財政という組織をつくっているところがございます。私ども一部検討させていただきました。それは、さっき申しました効率的な行政というような観点から、企画課と財政課を合わせたらどうかという意見がございます。ただ、企画課はどちらかといいますと、車でいうアクセルの部分になります。財政はどっちかといいますとブレーキの関係です。今の財政状況の中では、そういう中で企画、財政を一緒にするのはどうかといういろいろ議

論はありましたけれども、現行の中では企画と財政は分けた方がいいだろうという結論であります。

きのうも申し上げましたが、係の再編をするというふうにお話をさせていただきました。内容は、今、議員ご指摘の企画調整の位置づけの関係でございます。市の行政関係で課をまたがったといえますか、一つの課では対応できないような複数の課にまたがるような業務あるいは施策、政策がふえてきております。そういう意味から、企画の中の課の編成については、正式には決まっておりますが、もっと政策を積極的に推進するような係の位置づけ等も今、検討させていただいております。

行政改革の関係でございますが、確かに行政改革推進課、あるいは県でいいますと行政改革推進室のようなものをつくっているところがございます。課の名前等はその組織の大きさとかによって異なりますので、要は行政改革に取り組む姿勢かなというふうに思います。そういう面では、私の方で行っております総務課を中心で行っている行政改革については、庁内の行政改革対策室、各課の課長をもった内部組織もございますので、そういう中では対応はできるのかなというふうな結論でございます。

観光商工課のご意見ございました。確かに観光、商工というような大きな分野が一つの課にまたがっております。まして、係につきましても4年ぐらい前、観光係と商工係をあわせて観光商工係、1課1係にさせていただいております。基本的には、人数が少ないよりも多い方がお互いの応援態勢とか、臨機応変な活動ができるというような利点がございます。確かにご指摘のような観光というような大きな枠組みの中では業務が非常に大きくなっている分野がございます。ただ、基本的な今の体制でどうか、あるいは組織の見直しはどうかという中では、検討も一時させていただきました。大きな枠組みでは観光商工と、さらには農林水産漁業というか、産業的な枠組みというふうなことも一部検討させていただきましたが、現状の市の目玉といえますか、そういう中では現状の観光商工課で対応すべきだろうというふうな結論に達しました。問題は、その中身でありますので、課の名前によって判断はすべきでないというふうな考えでおります。

行政ニーズに対応したということでございますが、基本的に組織の関係は、その時代時代の要望というか重要性とか、そういうものに基づいて臨機応変にある面では考えていく必要があるのかなというふうな気もしています。ただ、勝浦市は現状21課ですが、今の組織関係につきましても、人口も少ないこともありますが、私は県内一スリムで簡素化された組織になっているというふうに思っています。問題は、課の数や係の数よりも、どういうふうに対応できるか、その辺が一番問題なのかなということで、日ごろから市長からもいろいろご指摘されておりますので、課長会あるいはほかの機会を通じまして、職員の意識の問題の方に重点を置いて適切な行政運営を進めるべきだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）ありがとうございます。この質疑をしたのは、実施計画では組織機構の見直しというのは必要に応じてというのは、来年度、平成19年度しか予定してないと。あとは4年間はこの組織でいきたいという実施計画なので、毎年度見直すということで実施計画にあれば、それは言えるんですけど、この議案どおりに決まっちゃえば4年間そのままというような実施計画の内容なものですから質問させてもらっています。

もちろん、当然、私も住民ニーズにスピーディーな対応だとか、さっき言いました少子化だと

か、障害者、高齢者、そういった目の前に迫った業務量をするための当然、組織はわかっています。そこで言ってみますと、さっき観光商工課で2係を4年前に1係にしたと。これは応援態勢と。これ、民間でもよく組織をつくる時にセクト主義というんですけど、係をすると係のことしかやらない、それはただ仕事の仕方、仕分けの仕方、これは共有仕事よ、これはあなたの専門性を高めてスピーディーに上げるよと。その区分をしっかりとしないとセクトだけでいっちゃうということなんですね。

今、全体的に民間も非常に、逆に言えば、グループ化という形の中で、そのグループであらゆる与えられた仕事をやっていこうと。だから、すべての課が1係制にして応援体制にしちゃえば、これは効率上がりますよね。観光商工課だって、業務量に対応して2係より1係の方がいいだろうと、同じニーズだったらということですから、全員攻撃の全員守備という仕組みを全課で取り組んじゃったら、それはどうなのかなというものの論法になっちゃう。ただ、先ほど私が言ったのは、藤平市長の目玉が交流によるまちづくりという形の中で、交流、すなわちイベントやいろんなこれから考えていく定住、移住構想、そういうのを考えていくという、そういう振興をしていくための、そういう観点が、別に私は観光商工課に置けと言っているわけじゃないですよ。鴨川市は、これは総務部の中にあります、交流係とか、国際交流とか。これはそういう形で、ただ単に時代に対応して検討していきますじゃなくて、それを考えるスタッフを配置していく時代が来てるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

だから、DESTINATIONキャンペーン後は、あくまでも観光商工課で全員の攻撃で全員守備するよと。でも、観光振興の本当の行政の調査、研究というものは、全身体制で。もちろん全身体制でも係別に分けると思うんですが、だから、そういう形の中できちんと全員でやるものの業務とスペシャリスト、あなたがこれを専門にやりなさいよということ、区分をきちっと、仕事の仕分けをきちんとして、それを課長が統括して見ていく、あるいは係長が統括して見ていくというような形でやれば、これはあらゆる課においても、当然、1係にしたら応援体制でもっと効率が上がるという論法になっちゃいますので、私はそうはとらないので、今後予想される、今、目の前に起きている業務量プラス、今後、交流によってまちづくりのいろんな振興策を多く提案し、その目的を達成するための準備として、そういうふうな組織のあり方が問われて、それを十分ディスカッションされたのかなということ強く思うわけであります。

先ほどアクセルとブレーキの話しましたが、右足でアクセル踏んで、左足でブレーキというのは、F1レーサーかなんかやっているかもしれませんが、私は右足で1本です。だから、右足と左足で踏みっこしていません。右足でアクセル踏んだりブレーキ踏んで、そしてスピード調整をしている。だから、先ほど小さなまちと言いましたが、小さなまちだけじゃありませんよ。ある3万、4万の市でも企画財政課というのが非常に連動性があるということは、アクセル踏みながらもブレーキも意識しているということで、それは1人の方がいいだろうと、1課の方がいいだろうという根拠から分けていったものを統合していると。だから、車の運転は右足1本で、右と左足だと危なくなっちゃうということでもありますから、そういうことも根拠性が薄いかなと思います。

ネーミングの問題ですが、市民に対して、これを周知徹底するわけですね、できたら。例えば、福祉課といっても、よくいろんな市でとらえているのは福祉増進課とか、市民が見て、福祉のために増進するような課ができたのかな。松戸のすぐやる課というのは一番ヒットしたと言われる

ように、再検討するとか、そういうことも含めて、私は必要じゃないかなということでもあります。だから、平成19年度1回やっちゃったら、向こう4年間は組織の見直しはやらないのかどうか、これをお聞きします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）お答えいたします。いろいろご意見いただきました。基本的なものだけお話をさせていただきますが、先ほどの課の見直しの関係でございます。19年4月1日に向けて今回の組織改正を行います。先ほど申し上げましたように、基本的には臨機応変に対応をとるべきだろうというふうに思っています。ただ、内容が大きいか小さいかもあります。例えば来年等につきましても、今回の議案に出てますが、実は後期高齢者の医療広域連合の絡みがございます。さらには、医療制度改革に伴います特定検診とか、あるいは特定保健指導等の絡みもございますので、そういう大きな流れにつきましては、市町村で対応する。特に住民が惑わされないよう、組織については見直しは必要だろうというふうに考えておりますので、基本計画を基本といたします。ただ、必要なものは、計画にないものについてもやらなくちゃいけないものの中にはあるということをご理解をいただきたいと思っております。

観光商工課のいろいろご意見をいただきました。先ほど申し上げましたように、すべての課を1課1係にすればいいというものではないというふうに私も思っています。その課の所掌事務、その業務内容等を踏まえた上で、1課1係でいいものについては、そのような形でやる。ただ、それが時代に合わせて、あるいは住民要望とか、あわせて変更が必要なものについては、それはそのときに考えればいだろうというふうに思っています。

企画、財政のお話ございました。それは意見いろいろございますので、現時点では私の方は企画課あるいは財政課、分けてやろうというふうに思っています。

いろいろな市長の施策関係、観光とかいろいろなお話出ました。今回、先ほども申し上げましたが、複数の課にまたがる対応しなくちゃいけないだろうということで、企画の中に政策推進的な係を現在検討しております。最終的な決裁いただいておりますので、それらを踏まえた上で議員ご指摘のようないろいろな問題ある施策等については、単に1課だけではなくて、そういうところで調整した上で政策を推進すべきだろうということで、現在考えております。ネーミング等につきましては、いろいろ意見が分かれるところでもありますので、その辺については答えは省略させていただきます。以上です。

○議長（水野正美君）ほか質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）3回目ですが、今回のこの機構改革の案に対して、例えば、行政改革の推進というものについては、この本部の委員がスタッフですね。その中の組織機構という形でいえば、それはどのような形でヒアリングされて原案となったか。本当の一握りじゃなくて、推進している行政改革推進本部のスタッフですから、そういう人たちの議題ですから、そういう形の中で、この原案をつくるまでのプロセスをどのようにしたか。私は、いろんな意味でディスカッションを重ねて、みんなの知恵と心を一致させて原案を当然出されたと思うんですが、それを最後にお聞きいたします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）今回の組織の見直しの関係につきましては、議員ご指摘のように、行政改革本部の委員は基本的に各課の課長がすべて本部員になっております。毎月1回、定例課長会

を開いておりました、その席を踏まえて内容を説明し、いろいろ意見をいただきました。それが1点です。

もう一つは、現場の意見は聞くべきだろうという意見がございまして、特に介護健康あるいは福祉関係につきましては、現場の保健師さん、あるいはケアマネ、そういう意見関係も聴取すべきだろうということで今回聞かせていただきました。会議も福祉、介護健康合わせて5回から6回の打ち合わせをやりまして、いろいろ意見が食い違った部分もございまして。そういう中で、特に19年に向けては高齢者の支援が、包括地域支援センターの例をとりましても重要だろうということで、高齢者に対する窓口は高齢者支援係というふうなことで明確にしようということが現場の意見出ましたので、それらについては行革の本部よりも現場の意見を尊重した上での対応もさせていただきますので、全体的には全課の意見等踏まえて、今回の組織案をつくった上で調整をさせていただきますということでございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）58号、59号、60号、61号について伺います。

まず最初に市長に伺いたいんですが、特に59号以下61号について、私は、端的に言えば、ただ人員を減らせばいいというものじゃない。つまり、今回の提起の基礎になっている考え方はどういう考え方なのか。つまり、基本は私はいずれにしても、市民の行政需要や、あるいは行政サービスにどう対応するか、今までよりも水準がダウンしないのか、するのか、あるいは減員を仮にしても、場合によっては水準が上がるという場面もあるということも含めて、今回の提案の基本姿勢について、まず伺いたいわけです。これは市長以外に答弁できない。ぜひ、答弁をお願いしたいと思います。

質疑で私見を挟むのは控えますけれども、基本は市民の勝浦市内における暮らしが基礎になるということできゃいけないというふうに思うので、その点をお願いします。

それの上に立って、次は58号なんですが、今までの助役という名称が副市長という名称になるわけですが、これはただ単に名称が変わるだけで、仕事の中身は全く変わらないのか変わるのか、法的根拠も含めて、その点についてお尋ねをしておきたい。

次に、59号であります、前々段者からも出ておったんですが、いすみ市が誕生する前に夷隅郡市は勝浦市のみであった。福祉事務所は勝浦市だけに存していたわけですが、郡部の5町はすべて、先ほど総務課長が答弁したように、例えば生活保護事務などは夷隅支庁、県の出先によってそれが行われていたわけですけど、勝浦市は福祉事務所があるがゆえに市独自でそれは権限を持ってやったという経緯があるわけですけど、今度の改革、定義によると、福祉事務所の所管がそのままそっくり福祉課に移るといような内容で提起されているから、念のためにもう一度お聞きしておきますが、今まで勝浦市が福祉事務所の権限を持ってやっていた業務は、そのままそっくり福祉課でやっていけるという保証があるのかどうかと、念のためにお聞きしておきたいというふうに思います。

59号の2点ですけども、福祉課はそれでいいんですが、これから審議されるであろう62号に特別職の給与等に関する条例の一部改正があるんですが、あれが収入役の項が削られているわけですね。これは後からの審議でしょうけれども、そうすると収入役がいなくなるというふうに私は理解するんですが、今回の59号で勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定なんですが、要するに課税課、収納課を税務課とすると。福祉事務所を削って福祉課を新設すると、こういうことの

提起なんだが、しかし、勝浦市課設置条例の第1条では、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置くと、こうなっているわけです。だから、それで課の統廃合や新設が提起されたと思うんですが、その分掌をさせるための方の前段の収入役がいなくなった場合の収入役の権能というか収入役の事務、これはどこが担うのかということが出てくると思うんですね。それはどこにどう明記されているのかということなんですね。恐らく会計課長がそれを代行するんだと思うんですが、しかし、それが今回の提起にはないのかな。後からそれがつけ加えられてくるのかどうか、その点についてお尋ねをしておきたい。

60号の中で、先ほど出ていた介護保険の審議会、これ、先ほど基本的な姿勢として市長に投げかけたんですが、そういう立場からすると、被保険者側の代表を1人削るわけですね。国民健康保険運営協議会については、それぞれ4人を3人にすると。それは利益代表と中間的な客観的に見る代表とバランスはとれているけれども、今回の介護保険の提起は被保険者側の代表を1人削るわけだ。そうすると、バランス崩れるんですね。意見をいろいろ言って、答申を出すとか、いろんな場面が出てくるわけですけど、一般的に言えば、理論的に言えば、被保険者側の意見を反映させることが薄くなってしまうわけです。これは問題だろうと。市民の健康や暮らしや、そのことを重視するということになるならば、むしろ、被保険者側は削らなくても、ほかの代表を削るぐらいのことでなきゃ理屈に合わないというふうに私は思うんですけど、その点について伺いたいと思います。

最後に61号では、全体として職員定数が260人から230人に30人の減、市長部局。議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会事務局はそれぞれ変わらず。農業委員会の事務局も変わらず。教育委員会の事務部局の職員が51人から40人に定員を11人削減。一般職は30人削減。水道事業企業職員は26人から20人に6人減員と、こうなるわけですけど、これは来年の4月1日からこの定員になるわけだけど、現在員数はどれだけあるのか、現時点で。それをまずお聞きしておきたい。

先ほどの第1に返るわけですけど、前段者とも若干重複が出てくるとは思いますけど、私の持論を展開する場ではないんですけど、行政と株式会社とは全く質が違うというふうに思うんです。ですから、利益追求のために少しでもコストを下げるといふのと、行政とは全く質が違う。そういう点からすると、先ほど福祉課、今度の新規採用を見ても、広報にも発表されましたが、福祉課関係の職員の新規採用は多いですね。一般職は2人から3人。しかし、福祉関係あるいは介護健康関係、多い。それは、なぜかといえば、そこに国などの新たな行政施策とか、あるいは、どこに重点を置くかという市長の政治的判断とか、市長の勝浦市を運営していく上での政治信条だとか、それによってウエートの置き方が違って当然だと思うんですね。そういう点からすると、私はむしろ今回の問題提起で、全体としての数の減員はわかるんですが、審議会だけではこの審議会を何人から何人へと出ているけれども、肝心の各課が現在何名の体制でやっていて、4月1日から何名の体制になるんだというのが、本当は一番欲しいんですよ。そこで論議がかみ合ってくると思うんですが、その点が出ないのかどうか。その辺について61号の2点目についてお尋ねをしたい。

全体として、もしまだその辺が現時点で固まってないということであるならば、福祉課などは、つまり今の福祉事務所ですよ、実質。それが福祉課などは現在員よりふえるのか減るのか、それぐらいは固まっていると思うので、そういう点でお答えをいただきたい。一応、以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）住民サービスは、私はどのような状態においてもマイナスになってはいけません。そのために、いろいろ知恵を出し合い、庁内においても、みんなと意見交換をしながら政策を進めてまいってきております。したがって、適正な人事管理もそれをもとに考え、そして人員の配置についても配慮しているつもりです。したがって、今回の課の設置条例についても、基本的にはその考え方を基礎において各課とも調整をしている、そういうことでございます。以上。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、4点についてお答えを申し上げます。

まず、助役と副市長の違いと申しますか、今回の地方自治法の改正によりまして、助役を副市長とするという改正がございます。職務の内容につきましては、従来の助役の職務と申しますか、市につきましても規則でうたわれてあるわけでありまして、従来の助役の職に加えて、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどること、これが1点目です。もう一点が、市長の権限に属する事務の一部について、その委任を受けた上で、その事務を執行すること、この2点が強化された内容でございます。その内容等については、当然、規則で対応するか、あるいは告示行為で行うかということによって発表するというふうになっております。

福祉事務所の関係でございますが、議員ご指摘のように、現在、社会福祉法の規定によりまして条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないという規定を受けまして、従来からそれを福祉事務所としてやってまいりました。福祉事務所でやる業務につきましては、先ほど申し上げました社会福祉法の第14条の第6項で、福祉六法に基づく事務の内容が行うものというふうなものでやってきました。ところが、今の福祉事務所につきましては、その福祉六法にうたわれておりますもの以外の業務関係が多く行われています。例えば、高額療養費の貸し付け問題とか、行旅病人関係とか、あるいは老人ホームに関する事とか、各種福祉手当の関係とか、日赤の関係とか。そうしますと、社会福祉法に基づきます福祉事務所の業務につきましては、現在の福祉事務所でやっている業務の一部にすぎないということになります。参考までに県内36市見ましても、福祉事務所という組織の中での位置づけをされているのは、市川、松戸、鴨川、それに勝浦の4市のみであります。いろいろ検討させていただきましたけれども、今回、福祉課とした上で社会福祉法に基づきます福祉事務所としてやらなくちゃいけないものについても、それは引き続き福祉課でやろうと。それ以外のものについても福祉課でやるものはまだありますので、それらについては各係の分掌事務の中で対応しようという考えでございますので、従来の住民が戸惑うことのないよう、その辺を整理した上で十分広報、あるいはホームページの上で周知していく考えでございます。

収入役の関係ですが、基本的に今回の地方自治法の改正の中で収入役の関係は廃止というふうになります。その後どうなるのかということですが、確かに現在の行政組織規則の中で、会計課につきましては収入役の所掌事務を処理するための一つの課ということで位置づけられております。今回、収入役が廃止になりまして、基本的には収入役にかわりまして会計管理者を置きます。会計管理者につきましては、特別職ではなくて一般職を充てます。今回の自治法の改正の中で、基本的に従来どおり、会計事務の適正な執行を図る上でのその必要性とか、あるいは認識とか、そういうものについては、現時点の収入役の内容と会計をつかさどる内容につきましては変更がございません。会計管理者が従来の収入役の職務権限自体を引き継ぐという形で考えております。

次に、定数条例の関係でございます。今回の定数条例の中で市長事務部局、教育委員会、水道事業関係の改正をさせていただきたく提案をしておりますが、現在の人員と定数との関係でございますが、今回の定数の見直しに当たりまして、現人員、18年の12月1日現在の関係で申し上げますと、市長事務部局が204、議会事務局が4、監査委員事務局が2、農業委員会が2、教育委員会が36、水道事業が17、合計で現在の職員数は現人員が265人であります。現在の市の定数条例の定数条例人員であります。市長事務部局が260、議会事務局が4、選挙管理委員会が2、監査委員事務局が2、農業委員会が2、教育委員会が51、水道事業が26、定数条例の人員が347人あります。実際の現人員と定数条例の人員との差が相当ございますので、今回、これについて現人員との乖離を少なくしようということで見直しをさせていただきました。市長事務部局については、定員260を230ということで30の減、教育委員会については定数51を40ということで11の減、水道事業については26を20ということで6の減。その結果、定数条例関係の人員が300人になります。先ほど申しましたように、現人員が265でありますから、まだ35人の余裕があるという内容でございます。

それに合わせての人員の関係でございますが、議員ご指摘のように、今回の組織の見直し、あるいは定数等の見直しの関連であります。最終的な19年4月1日の各課各係の人員配置がまだ正式に決まっております。決まった段階では、資料等、議会の方にも配布したいと思っておりますが、基本的な考えを申し上げますと、見直しを行う中で減らすところも、確かに定数適正化計画の中では5年間で26人を削減というふうにならざるを得ないので、減らすところは減らします。組織の統廃合をやった上での減らし方、あるいは純減をする課もございまして。ただ、それだけでなく、福祉とか、あるいは保健とか、健康とか、そういう分野については、これは反対にふやしていかなきゃいけないというふうに思っています。

議員からご指摘もありましたように、今回の19年4月に向けての、特に福祉、介護につきましては、一般行政職は別にしまして、保健師の関係、社会福祉士、そういうものについては基本的に今回採用いたしましてふやします。事務の見直しが一部ありますが、結果的には介護健康課等については包括地域支援センターを含めて4人程度の人員も必要だというふうに考えておりますし、福祉事務所等につきましても高齢者の相談関係が介護健康課に事務が一部変わりますが、障害者自立支援法の方の関係を踏まえまして、福祉事務所にも保健師を配置しようというようなことも考えておりますので、基本的には職員は単に減らすだけではなくて、必要なところはふやすという考えで今後とも進みたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号ないし議案第61号、以上4件は総務常任委員会へ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

〔9番 渡辺玄正君入席〕

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）議案第62号で1点だけお伺いしたいと思います。勝浦市監査委員条例の一部改正で第2条を削るということですが、現行条例ですと、この2条は監査委員の定数を決めているわけですね。本市の監査委員の定数は2人とすると。これを削るということになる提案をされているわけですが、そうしますと、監査委員の定数条項そのものが削除されて、それに伴う大きな問題が生ずるとは考えにくいわけですが、この削除の理由について、いまま少しご説明いただきたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）現在の勝浦市監査委員条例の2条で本市の監査委員の定数は2名とするというふうになっております。これにつきましては、今回の地方自治法の一部を改正する法律が施行されて、改正前の地方自治法の195条2項におきまして人口10万未満の市につきましては、条例で定めるところによりまして3名あるいは2名から選択することができるというふうになっています。ところが、今回の自治法の改正で、法律の中で原則2人ということが決定されましたので、条例であえて定数を定める必要がなくなったということでございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号ないし議案第64号、以上3件は総務常任委員会へ付託いたします。

次に、議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）議案第65号でございますが、学校給食共同調理場特別会計、これをなくして一般会計の中に取り込んでいくということだろうと思いますが、この点について、まずその経緯、またこの条例改正に伴う一般会計上における現在の特別会計でいろいろ予算あるいは決算等の処理をされているわけですが、それがどのような形で盛り込まれていくのか。この辺、いまま少し説明を加えていただきたいと思います。

それと議案第66号関係であります。これは新たにふさの放課後ルーム設置をするという条例の一部改正であります。既に平成20年にうへの放課後ルームの設置について一応、基本的には

取り組んでいくという考え方が示されているわけでありましたが、うへの放課後ルーム設置によって各地区における放課後ルームの設置が完結とは言いがたいわけでありましたが、整備されていくということになるかと思いますが、現在、こども館とおきつ放課後ルームが整備されているわけでありましたが、この1年、2年、3年の子供たちの放課後ルームの利用実態がどうなっているのか、この点についてお示し願いたいことと、予定されているふさの放課後ルーム、ここに入ってくる、予定されている人数、これらについて説明願いたいことと、平成20年度、うへの放課後ルーム設置によって完結するわけでありましたが、国の方向としては小学校区単位に子供の健全な、あるいは安心・安全できるような放課後ルーム的なものを整備していこうという考え方に立っているわけでありましたが、それに向けての考え方については、当然、市もその方針であることを示されてきているわけでありますがけれども、計画的に推進していこうという具体的な計画等については、まだ練り上げていないのではないかと思いますけれども、その点についてどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、学校給食共同調理場特別会計の一般会計への移行につきまして、経緯をとということですので、申し上げます。まず、地方公共団体の会計につきましては、地方自治法 209条第1項で一般会計と特別会計に区分をされております。特別会計につきましては、同条第2項によりまして地方公共団体が特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して整理する必要がある場合においては条例で設置することができるかとされております。特別会計につきましては、法令で義務づけられているもの以外については条例で設置することになります。勝浦市におきましては現在、勝浦市特別会計条例で5つの特別会計を持っておりまして、国民健康保険特別会計、あるいは老人保健特別会計、水道事業会計、介護保険特別会計、それに今回の学校給食共同調理場特別会計となっておりまして、このうち条例で設置してあるもの、いわゆる地方自治法 209条第2項で設置してあるのは学校給食共同調理場だけでございます。あとは、法律で設置義務が定められております。

そこで、給食事業につきましては一般の歳入歳出と区分して経理する必要あるかどうかということでもいろいろ検討してまいりました。実際に保護者の皆さんにご負担いただく給食費につきましては、特定の歳入として一般会計の中でも明確化できます。これにつきましては、歳出の特定財源といたしまして財源充当することになるために、他の財源とも区分もつくということでも問題ないというふうに考えております。

それと、県内36市のうち既に30市が一般会計で処理しているということで、特別会計は勝浦市を含めても6市ということで、年々一般会計へ移行する傾向にございます。決算における普通会計の事務処理についても簡素化されると。繰入金、繰り出しの事務が簡素化されるということで、事務の効率化を図るために今回、一般会計にしようとするものであります。

一般会計上での予算経理上の処理方法ということですが、これにつきましては、まず歳入の方ですが、給食費、保護者の方から納めていただきます給食費につきましては歳入の分担金負担金の負担金の方で処理をする予定でございます。歳出につきましては、款は教育費になります。項は保健体育費、目として学校給食費を設定いたしまして、その中で細目といたしましては一般管理事務費、職員人件費、あるいは負担金、給食事業費というふうに細分化することを考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、お答えいたします。放課後ルームの関係でございますけれども、まず、現在開設している放課後ルームの利用実態でございますが、かつうら放課後ルームにおきましては3年間ということで申し上げますと、15年度が利用者が27人、16年度が33人、17年度が43人と、こういうような状況でございます。おきつの放課後ルームにつきましては、本年度開設しまして14人が利用しております。今後、開設予定のふさの放課後ルームの関係でございますけれども、ニーズ調査やりましたところ、そのときの希望者は14人という数字が上がってきております。今後における上野地区の放課後ルームの開設でありますけれども、私どもとしましては19年度にニーズ調査をやる予定でございましたけれども、過日からの一般質問にもございましたように、放課後子供プランというものが出来まいりました。この関係もございますので、この上野につきましては教育委員会の方の所管の放課後子供教室推進事業、この辺の兼ね合い等もありますので、この辺とも十分協議しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）財政課長、大体理解したつもりでおりますが、さらに若干お聞かせいただきたいわけですが、歳入歳出の取り扱いの概要については理解するところですが、ご承知のように、これまでたしか昭和48年度事業で取り組んだ学校給食センターの設置、そして会計がスタートしてきていると思うわけですが、これまで長きにわたって特別会計として歳入歳出、予算決算等、審議、議会もしてきたところです。その間、かなり建物も老朽化しまして、施設の維持、補修あるいは機器類等の、あるいは配送車等の更新等も行っており、それらが特別会計ですとつぶさに予算に上げられてくるということから、議会が審議する上において非常にわかりやすい予算審議あるいは決算審議ができたわけですが、今の説明からしますと、確かに効率化は図れますけれども、その中身の審議をしていくということになってくると、非常に議会側としては高度な審議テクニックが必要になってくるのかなと思うわけがあります。それはそれとしながらも、その維持、補修あるいは機械、機器類等の購入等を含めた、その歳入歳出関係の予算措置等についての取り扱いはどういう形でなされるのか。その点、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）お答えいたします。予算上の組み方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、先ほど申し上げましたように、まず歳入につきましては分担金負担金の中の負担金、その中の、細かく申し上げますと、目で教育費負担金がございます。その教育費負担金の中の節といたしまして、学校給食費負担金ということで、さらに細目で給食費負担金、現在の計画ですけれども、それで区分けができると。予算書の歳入を見させていただきますと、分担金負担金の中で保護者の皆様から納めていただきます給食費の負担金が幾らかということにつきましては判別できます。

それと、歳出の関係で、例えば施設の維持、補修あるいは修繕、工事等につきまして、どのように反映されるかということですが、概略申し上げますと、現在の給食センターでとっております歳出、報酬から始まって職員手当とか共済費、賃金、委託料、修繕、これと同じものが今度、歳出の方の教育費の中の、目で申し上げますと学校給食費、この中ですべて修繕料等も明記

されますので、判断はつけるというふうに理解をしています。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号ないし議案第67号、以上3件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

次に、議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）議案第70号で1点、お伺いいたしますが、事務所を勝浦市から大多喜町に移すということになるわけですが、その後における現在の事務所の活用についてはどのように考えているのか、この際、お示しいただきたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。来年の4月1日から広域水道の事務所が大多喜町の大多喜浄水場に移ります。それによりまして、今ある郵便局前の事務所があくわけでございますけれども、現在のところ、次の入居等について、まだ未決定でございますので、どこかで借りるか、役所のどこかの部局で使うことがなければ、水道課が管理していくということになります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてで伺います。なぜ今回、こういう千葉県単一の、1本の広域連合による広域連合設立の規約の協議がなされてきたかについては大方理解はできるわけですが、この点について、まず千葉県下、聞くところによると一斉に12月定例会でこの協議の提起がされてきているというふうに聞いているのだが、そういうことでいいのか。なぜ、千葉県下で今、この18年度の12月定例会で一斉にやらなければならないのかということもあわせてお尋ねをしておきたい。それが1点目。

2点目は、私がこの後期高齢者医療制度についての勉強を若干させてもらっているわけですが、その点で若干、この後期高齢者についてお尋ねするんですが、そのとおりでいいのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

今回のこの後期高齢者医療制度については、医療改革法が国によって出されて、その中の、これ自体もかなり大きな問題をはらんでいるわけですが、それは一般質問の中で若干指摘をしておきましたが、後期高齢者ですので、その点でいうと、まず改革法は後期高齢者、75歳以上を国民健康保険や組合健保から脱退させて、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度だということだと言われていますが、そういうことでいいのか。今、国保に加入あるいは健康保険、いろんな共済、その他、組合健保もあるんですけど、いずれにしても、75歳以上のそういう各種保険の組合員を全部脱退させて、新たに75歳以上の後期高齢者の健康保険をつくるんだと、こういうことで受けとめていいのか。

これは、たとえ家族に扶養されている高齢者であっても、すべて75歳以上であるならば保険料を年金から天引きすると、徴収すると。天引き徴収するということになるようになっていますが、そのことで間違いないか。しかも、この天引き保険料というのは、年金の月額で言えば1万5,000円、年額で言えば18万円、かなりの低い年金額なんだが、年額18万円以上の年金者は年金から天引き、すべてとは言いません。介護保険料と国民健康保険料、合わせて年金の2分の1以上になると天引きじゃなくてほかの方法で徴収するんだが、原則、天引きということになるということなんだが、それでいいのか。そういう保険なのかということもお聞きしたいわけです。それがそうだということになると、私の認識では、全国平均額は年間6万円ですから、激変緩和の軽減措置として6万円。その措置とらないと平均年額が7万2,000円なんです。介護保険料の平均が4,000円ぐらいですか。そうすると、両方天引きというと月額約1万円ということになっちゃいますよね。これは、また75歳以上の高齢者にとっては大変な天引き額になって、これ、どうするんだということが、今盛んに言われているんだが、そういうことでいいのか。

もう一つ、非常に大問題なのは、保険料の滞納者には国民健康保険と同じく短期証や資格証明書が発行される。従来、75歳以上とか、障害者だとか、原爆の被爆者だとか、そういう社会的に弱い立場に立っている人たちは、たとえ国保税や国保料が滞納されても資格証を発行していなかったわけですね。ところが、今回は、そんなことは言わせないと。とにかく、滞納者であるならば資格証は発行するぞというのが、今回のこの後期高齢者医療制度の制度上の内容なんだが、それに間違いないのかということも次にお聞きしたいわけです。

そうなってくると、言ってみれば、医療保障なしで生きていけないというような弱者から保険証を取り上げると。とんでもない、情け容赦のないやり方ではないかと思うんですが、その点についてのお考え、言ってくればいんですけども。

次に、この新しい制度では現役世代と後期高齢者は診療報酬も別建てとなるということですね。後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げると。結果として、いろいろまいこと言っているんだが、国会の論議聞いていると、はっきり診療報酬は区別しますよとは、そういう表現はしてないけれども、どうも前後の政府の答弁聞いていると、現役世代と同じ病気にかかっても現役世代と後期高齢者、つまり75歳以上の患者の医療内容が変わっちゃうと。報酬引き下げるわけですから。お医者さんだって、ある種の営業ですから。そうすると、十分なそういう治療を施したら自分のところが採算とれなくなっちゃいますから、報酬に見合う治療しかしないと。今度、私に言わせれば医療改悪で、混合診療がやられるようになりましたから、金のある年寄りはずっと自分で最先端の医療にかかりなさいよ。金のない年寄りは保険だけかかりなさいよ。保険にかかれれば、診療報酬違うから適当な診察で、あるいは施設もさることながら、それで終わりというような結果が出やしないかというおそれが今、相当のおそれとして広がっているんですけど、そういう内容が言われているが、それはどうなのか。

また、新制度のもとでは、後期高齢者の医療費がふえるたびに保険料値上げか医療内容の切り下げかどっちかを選ぶかという選択を後期高齢者が迫られる、そういう仕組みで、被保険者が10%です。例えば勝浦で言えば、75歳以上は切り離して県1本の広域連合の保険の会計になると。74歳以下の保険は今までどおり勝浦市の国保会計ですから。そこから分担金というものが、この後期高齢者医療制度に4割いくと、国が5割。1割は75歳以上の被保険者で運営するというものですから。そうなってくると、後期高齢者の医療費がふえればふえるだけ、どんどんどんどん高

齢者の負担がふえてくるということになるんだが、そういうことでいいのかということですね。

現役労働者というか現役の人たち、つまり74歳以下というか、74歳以下も現役とは言えないんですけども、つまり現役の人たちが払う保険料が、あるいは保険税が現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療の支援に使われる、今言った分担金みたいに使われる特定保険料に分けられて給与明細書などに明示されることになった。これも今度の制度らしいんですね。これ、私、考えるところによると、ちゃんと給与明細書に自分たちの保険の保険料はこれだけだよと。年寄りに支援するのはこれだけだよと、分けて明細書出してくるわけですから、年寄りどもは使い過ぎると。早いところ死んでしまえというような、要するに、言葉は悪いが。厚生労働省の元高官、幹部も今、保険の評論家になっているんですけど、その人が、共産党の私が言ってるんじゃないんですよ。元厚生労働省のある幹部が、言葉は悪いが、今度のこの後期高齢者医療制度はうば捨て山だと、こういうことを言っているんですよ、元高級官僚ですよ。その辺の下っぱ役人とわけが違う。

だから、私もあと2年で後期高齢者になるわけですけども、とんでもない医療制度ではないかと、本当に。今まで日本の国を営々と支えてきた、あるいはここまで発展させてきた高齢者にこれ以上泣けというのかという、これが今の自民党と公明党が連立を組んでいる今の政治の実態なんです。私は次から次にやってくる、こういう弱いものいじめ、あるいは高齢者に対する仕打ち、これが今回、提案されてきている広域連合の協議だというふうに思うんだが、内容的に担当はどういうふうにこの後期高齢者の医療制度を理解しているのか、お答えをいただきたい。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）7点でしょうか、お答えを申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度のねらい、目的ということになりますけれども、従来の市町村が運営する老人保健制度を改めまして医療制度改革大綱に基づきまして、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を目指すものであります。75歳以上の後期高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態等にふさわしい適切な医療の確保、給付を行い、医療費の適正化を推進するため必要な措置を講じる、県内全市町村が加入する広域連合が運営する独立した保険制度ということになります。

現行の老人保健制度のもとでは、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担の不公平さが指摘されております。高齢者みずからが負担能力に応じ保険料の負担をすることを基本としつつ、国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることとし、保険制度間の公平な負担が確保されることを目指すものであります。

12月議会でなぜ議決かということになりますけれども、広域連合の設立期限は高齢者の医療の確保に関する法律の附則で平成18年度末日までと規定されております。このようなことから、今回、全市町村、12月議会での議決をお願いをしているという状況でございます。

被用者保険等の被扶養者についても75歳以上から脱退をして、こちらに入るのかということでもありますけれども、現在加入しているそれぞれの保険から年齢75歳になる後期高齢者医療制度に切り替わるということになります。要は、被用者の扶養者についても今後は保険料を1人ずつ負担するということになります。

先ほど申ししておりましたけれども、年額18万円以上、月額ですと1万5,000円以上、この方々からは天引きされるということになります。ただし、介護保険料もそこで天引きされております

ので、年金額のこの後期高齢者保険料を含めて介護保険と2分の1以上になった場合には天引きはしないと。これは普通徴収という形になるということでございます。

資格証、短期証の関係になりますけれども、国保と同様の扱いということで、高齢者医療確保法54条によりまして、その点が明記をされております。滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては特別の事情のない限り、国保同様、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行うということにはなっております。

診療報酬の関係のお話がありました、この辺はまだ具体的に示されておられません。議員もおっしゃったように、今、議論の最中でございますので、明確な答弁はできないことをご了承ください。

医療費等々上がると保険料が上がるのではないかというお話でございますが、これにつきましては、保険料はおおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬということになっておりますが、確かにこのままの金額ですっといくんだよということではないと思いますので、その医療費の動向によって変わってくるのではないかというふうに推測しております。

最後になりますが、今回の制度改正によりまして、現役労働者が払う保険料も現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療の支援に使われる特定保険料に分けられる、それが給与明細に明示されるというお話がございましたが、この辺もまだ国の方から明確な資料として示されておられませんので、この辺は答えができないということをご了解をいただきたいと思います。雑駁ですが、以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）大体、基本的には私の言ったことが肯定的に答弁されたんですが、収納課長に聞きますが、国保の税の滞納者に対する短期保険証の発行だとか資格証の発行で、今私が言ったのは間違っていないか。その辺、確認したい。つまり、障害者や被爆者あるいは75歳以上の後期高齢者については、原則、資格証は発行しないということになっておったというふうに私は理解してたんですが、その点についてはどうか。

もし、私が言ったとおりだとすれば、後期高齢者に対する本当に血も涙もないやり方、つまり、払わなきゃ保険証出さないんだというふうに思うんですが、その点だけ聞いておきたい。

条例について伺いますが、そもそも住民の直接投票によって広域連合というのは組まれるわけですね。今、例えば夷隅郡市広域市町村圏事務組合というのはあるし、一部事務組合と広域連合という手法がある、ある一つの特定の業務を複数の自治体がまたがって共通してやろうといった場合に。広域連合については、それぞれの自治体が、例えば具体的に言えば、御宿と勝浦とが、やろうじゃないかということでやっていくのが普通のパターンですよ。ところが、今回は上から法律つくって押しつけ的に、しかも県で1本でやれと、こういうやり方をとってきているわけですね。しかも、一部事務組合、例えば夷隅郡市広域市町村圏組合とか、ほかの一般的な広域連合、北海道なんかではかなり広域連合の手法が進んでいるんですが、そこは加入、脱退、原則、自由なんです。ところが、今度は法で縛って、脱退はまかりならぬという、そういう広域連合の仕組みなんです。私の理解はそうなんだけれども、答弁いただきたい。四の五の言わせない。入って抜けちゃいけないと、こういうこと。それが一つ。本来の広域連合の趣旨から逸脱していると。

もう一つは、ここに6条、議会の組織とか、11条、広域連合長とか、要するに管理者。これが

間接選挙でしょう。つまり、初めの構想では幾つかの議会の中から1人ということだったんだけど、いろいろやっている間に県下の各市町村の議会から1名を選ぶと、こういう今度の提起ですよ。それは、議会から1名を選ぶのは住民が選ぶのかといたら、そうじゃない。被保険者が選ぶのかといたら、そうじゃない。議会が選ぶんだから間接選挙。管理者にしたってしかりです。結局、この後期高齢者医療制度なるものが、国が法改正でやってきた広域連合のもとでやるということは、今までだって意見が反映しにくいものが、もっともっと遠く存在になっちゃって、75歳以上の被保険者の、あるいは役所の職員だって、皆さんの中にお年寄り、75歳以上を抱えていれば、その人は分離ですからね。後期高齢者医療制度に入るんだ。今までは自分の給料にスライドさせた短期共済組合費で払ってればよかったのに、別にまた払わなきゃならない、こういうことになるわけです。そうすると、直接、住民の声が届かないという仕組みになっているんじゃないかというのが、今、そっちこっちから出ている意見なんだが、そういうことでいいのか。今度の提起はそうなんだろうと思うんだが、その点、答弁をいただきたい。

いずれにしても、税の公平を、あるいは負担の公平をやるためにとか何とかって趣旨言ってきましたけど、年額1万5,000円しかない年金の、しかも高齢者から介護保険だけじゃなくて、その上にまた国保税まで天引きするなんてとんでもない。何がそれで負担の公平だと。冗談じゃないということになります。答弁ください。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。鈴木収納課長

○収納課長（鈴木克巳君）ただいまご質問のありました資格者証の取り扱いにつきましては、議員ご指摘のとおり、国保と同じ取り扱いになっております。その中で、ただこの高齢者関係の保険料につきましては、年齢75歳以上という特殊な事情もある関係上、収納の関係につきましては国保と同じ取り扱いと言いながらも、特別の事情というものも多く含まれると思っておりますので、その辺も加味しながら対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（水野正美君）次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）まず、直接選挙、間接選挙の話でございますけれども、地方自治法ではどちらでも選択はできるということにはなっております。ただ、今回、間接選挙を選択した理由といたしましては、直接選挙を実施した場合の費用、期間、実施体制、これらを勘案し、間接選挙の方を選択したものでございます。既存の広域連合は間接選挙を実施しておりまして、今回も他県の現時点での検討状況を見ても、すべての都道府県が間接選挙を実施予定しているという状況から、このような間接選挙を選択したということでございます。

広域連合の設立ということで、高齢者の医療の確保に関する法律第48条でありますけれども、市町村は後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとするということになっております。法律でこのようにすべての市町村が加入するということになりますので、法でそのような形になっておりますので、脱退ということはできないものと理解しております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）率直に言って、この規約の協議についても、さっきの答弁にもあったように、後期高齢者医療制度の細部にわたっても提案側の執行部もまだつまびらかでないというのが率直なところだと思います。私は、今わかっているだけで問題提起しても、これだけの重大問題があるということから、今後、引き続き問題点を明らかにして、該当者はもちろんのこと、間接的な

該当者に対しても徹底的してこの辺を明らかにして、私に言わせれば、とんでもない医療制度について実態を広め、そしてもっとこれが仮に後期高齢者医療制度ということでやられるとしても、結果としてそれが2年後に実施されていくとしても、本当に後期高齢者の人たちが安心してお医者さんにかかるような制度になっていくように改善を求めていきたいということで、質問を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は総務常任委員会へ、議案第69号は教育民生常任委員会へ、議案第70号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

14時5分まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 開議

〔21番 岩瀬義信君退席〕

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算、議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）それでは、一般会計補正予算で何点かお伺いいたしたいと思います。

第1点は漁港区域道路改良工事であります。49ページ。今回70万円の予算措置が講じられまして、道路の改修工事、階段工を行うということで提案されてきているわけですが、この場所と工事の具体的な施行内容と申しますか、その辺について詳しくご説明いただきたいと思っております。

それと、このみならず、漁港区域内における類似するような箇所が他にあるのかないのか。あるとするならば、それらの整備についてはどのように考えていくのか、加えてご説明いただきたいと思っております。

次は、53ページ、中谷廻り山線の100ワット水銀灯6灯設置の工事費24万円の計上がなされました。都市建設課において道路維持の積極的な取り組みということで評価するわけですが、この路線は上野地区の住民だけではなくて、火葬場への一つのルート、あるいは清掃センターを活用する、利用する関係者のルートにもなっておりまして、交通量が年々多くなってきております。ところが、狭隘でカーブが多く、危険で、毎日のように通っておりますが、必ずあそこを1回通行するごとに2回ないし3回ぐらいははっとする、ひやっとするといいますか、そういうような場面にぶつかります。それほど危険な道路であります。一部であります。路肩を生かした形で、車がよけて一時停止できるようなところを設けられておりますけれども、実際、車の運行

上それらが十分に生かされない。中途半端な道路改良ということなんですね。ですから、本格的な道路改良を進めていただきたいわけでありますが、あそこの地域の計画がありまして、その計画との兼ね合いの中で一向に進展しないというのが実情であります。

そこで、1点は、その計画推進を関係業者に迫っていると思いますけれども、ぐんぐん推進を図っていただきたいということが1つ。その計画が推進されるまでの過程においては、いままじ局部的に改良を加えて、通行する車の安心・安全の確保に努めていただきたいということでもありますけれども、以上、この2点についてどのように今後進めていくのかという点でお聞かせいただきたいと思います。

次は59ページであります。市民会館費の補正予算が計上されました。今回の予算は共済費の1万2,000円の補正であります。この市民会館の施設の維持管理と申しますか、当初の予算、あるいは補正等を含めまして、この市民会館の維持管理というのは非常に重要な事項でありまして、たしか9月の定例議会において、やりとりの中で、当然、予算措置されておりましたので、やりとりがあったわけでありまして、市民会館、中央公民館の耐震診断を推進するということのやりとりの中で、執行部の方から10月には耐震診断を実施するというような答弁がなされたわけであります。

ところが、聞くところによりますと、10月の実施は行われてない。かなりずれ込んで、来年にずれ込んだらというのを聞いているわけでありまして、当然、この耐震診断を行うに当たって、業者の選定、そして選定した業者に発注を行う。そして、その業者が耐震診断を行って、その耐震結果を示す。この一連の流れであります。業者名と業者に発注した月日、そして業者が調査結果を市に提出する月日、これがどのように計画されているのか、この点をつまびらかにしていただきたいと思うわけでありまして。

というのは、ご承知のように、ビッグひなまつりの実行委員会の関係で、我々住する上野地区からも実行委員を出しているんです。そこの方からではなくて、その実行委員の関係者の中から、要するに勝浦市民会館、中央公民館の施設は安心して安全に使用できるのかどうか、こういう心配の声が寄せられてきているんです。したがって、その点どうなっているのかということでもありますけれども、当然ながら、市民等の生命の安全・安心の確保という観点から考えるならば、速やかな診断の実施と公表、それに診断結果に伴う対応を明確にしていく必要があるわけでありまして、そういう点でどうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答えいたします。漁港区域内道路改修工事関係のご質問でございますが、最初に場所についてでございますが、勝浦東部漁港区域内の川津地区、万名浦地先の道路整備でございます。場所につきましては、万名浦団地の付近ということでございます。内容につきましては、現在、コンクリート舗装で整備されておりますが、老朽化と角度が急な面から安全性に支障がありますので、これを約1メートル幅で延長約14メートルの区間を階段状で整備を図り、安全な施設にしていきたいというふうな内容でございます。

また、そのほかの箇所というご質問でございますが、漁港区域内の赤線につきましては、本数等も少ないわけですが、日ごろの安全管理の中で確認をしまいたいと考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えいたします。市道中谷廻り山線の関係でございますが、ここ

の道路改良について計画推進を図っていくということでございますが、過日、二、三日前でしたか、事業者の方も現在の計画について市の方に説明に参りました。私の方も市の考え方を事業者に話し、またそのときには市の考え方も事業者は理解しております。しかしながら、すぐ動くという気配はまだ見えませんでしたので、今後とも話し合い、また情報を求めてまいりたいと考えております。

また、この路線の安全確保についてであります。議員ご指摘のように、狭隘な市道でありまして、また上野から国道 297へ抜ける交通量につきましてもかなりふえておりますので、安全対策上、今以上に必要であると私の方も考えておりますので、今後、この安全対策を今以上に考えてまいりたいと思います。夜間の交通安全につきましても、今回、道路照明を設置したいということで進めておりますので、かなり安全性は高まるものと思いますが、道路の拡幅、また回避場所等のことにつきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）私の方からは市民会館の耐震診断の関係について申し上げます。まず、入札につきましては9月26日に実施しております。この結果、岡設計事務所が落札いたしまして、工期につきましては2月28日を工期として、現在、耐震診断を実施中でございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）再度お伺いいたしますが、漁港区域道路改修工事を行う地先については万名浦地先と。万名浦に市営住宅、団地がありますが、その地域ということで、これは、たしか私は以前にあそこで子供たちが通学路に使用されているけれども、滑るということから、安全性確保の点で指摘した箇所だろうと思うわけですが、そのとおりであるのかどうか。これは確認しておきたいと思います。そうであれば、また別の角度からお尋ねしたいと思います。

次に、中谷廻り山線ですが、この道路の水銀灯の6灯の照明灯設置によって夜間の歩行者通行にはかなり安全性が確保できるということで評価できるわけですが、ご承知のように、車の通行にはそんなに影響はないだろうと。それよりも昼間、非常に通行に危険な道路で、先ほども申し上げましたように、1回あそこを通るたびごとに、場合によっては2回も3回もひやっとする、はっとするような局面にぶつかるんです。これを毎日、あそこを通行する人は感じ取っているわけです。ですから、できる限り早く、あそこの局部改良を積極的に進めたいということなんです。串浜企画の開発計画の推進については、今、答弁のあったように、なかなか遅々として進まず、当面、当てにできないといえども当てにできない状況であります。当てにできないから現状でいいということではなくて、交通の安全を確保するという観点から考えるならば、できる限り市の単独事業で改良していくということが望ましいわけですが、この点について、助役あたりは余りあそこを通行してないから実感はわからないかもしれませんが、事務の立場で、責任者の立場の一人として、4月以降は場合によっては副市長とこういう立場になるわけでもありますので、助役の方から今後の対応についてお答えいただきたいと思っております。

市民会館の耐震の関係について、業者名、入札、調査結果、提出月日等が示されました。これ、非常に問題なんです。軽々に物を言うことはできませんけれども、心配している方が非常に多いですね。もし、診断結果が不適で耐震補強を余儀なくされる、こういう形になったときに、ビッグひなまつりは何日までやっているんですか。これ、使用できませんね。調査結果を先送りして

提出してもらおうということになると、市民等の生命の安全・安心の確保という観点から市の姿勢が問われてきます。どちらにしても、非常に微妙で重要な問題をはらんでいるこの耐震診断結果の公表、これがいつ行われるか。また、その内容がどうであるかという問題いかによって、勝浦市の市長が旗を振って取り組んでいるビッグひなまつり、これにも影響するという事なんでしょう。こういう点で、どのようにこれらも含め検討し、そしてこの発注事業に取り組んだのか。この点については、市の責任ある立場の方からお答えをいただきたい。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君） お答えいたします。川津万名浦地先における漁港区域道路改修工事につきまして、指摘された場所なのかどうかというご質問でございましたが、先般の9月議会におきまして安全性についてご質問をいただいた箇所でございます。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君） それでは、中谷廻り山線の道路改良の件でございますけれども、この件につきましては、過去にもまた執行部といたしましても、いろいろ考えておるところでもございまして、経過といたしましては、あそこに待避所の一部をつくりました。また、今回、照明をつけるわけでございますが、照明がイコール交通事故防止になるというふうに私も考えておりませんが、いずれにいたしましても、状況は私も承知しております。そういう中で、今後、限られた財政状況でございますので、いま一度精査いたしまして、できるものから改良を進めていきたい、またいければなというふうに考えておりますので、いずれにいたしましても、十分精査してみたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 9月の補正に乗せましたのは、補助がついて、そしてその補正予算を9月の議会でご承認を得て入札をしたということで、あえて延ばしてきたのではないということでご理解いただきたいと思います。その結果については、たら、ねばの話でなくて、きちっとした調査に基づいて私たちの慎重な意見を述べ合って、そして検討してまいりたい、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） 助役、中谷廻り山線の件でありますけれども、助役の考え方、わかりました。これまでも市の方で何か所か一時的に一部、わずかながらも改良して回避できるといいますか、待避所というか回避所というか、そういったところをつくられていることは事実、そういうきめ細かな配慮をさせていただいているということについては、これは評価しています。ところが、現実の交通状況を考えますと、つくられたところへ、要するに一たん退避して向こうが来るのを待ち受けると、こういうような形で交通の流れをよくしよう、安全確保しようというドライバーは本当にまれなんです。なぜかという、これはドライバーに責任がある、問題があるというんじゃない。その回避所というか退避所といいますか、これが距離が短過ぎる。そのために、ある一定の20キロとか30キロとかという徐行運転していても、そこへ車が来る、退避をするという、こういう流れにならないんですよ。そういう形をとるとするならば、急ブレーキをかける。むしろ危険が伴うということから、せっかく改良してつくっていただいたところが十分機能しない、使えない、こういう問題がある。ですから、全面的な改良というのは非常に難しい点がありますけれども、せめて退避所の延長をさらに倍とか、あるいは場所によっては3倍ぐらい延ばしても

らうなりして、十二分に車が双方が交通できるような、そういう待避所といいますか、改良を促進してもらいたいわけなんですね。そういう点でもう一度ご見解を承りたいと思います。

市民会館の診断の関係ですけども、こちらはあくまでも市を責めているつもりは全くありませんから。要するに、上野地区としてもビッグひなまつりの対応について苦慮しているわけですよ。その過程からではなく、他の地区の関係者から出た話なんです。したがって、調査結果が早い時期にわかれば、その対応について柔軟に対応できますけれども、ひなまつりやっている最中に出て、その結果、よければいいですよ。けども、悪い結果が万一出ちゃった場合、使えないという問題が出ちゃう。結果が悪くても、それを使用するということになれば、それこそテレビ、新聞、報道機関が待ってましたと言わんばかりに来るでしょう。そういう問題をはらんでいるだけに、何とか早めに結果を出していただくような診断の推進を図れないかと、こういうことなんです。ですから、その辺の懸念をする関係者の方がいらっしゃいますので、そこでお尋ねしているわけですから、そういったこと等も念頭にしながら、今後の円滑な診断の推進、そしてイベント等を行うに当たっても安心・安全という観点からの推進が図られると、こういう点の配慮と推進について再度、市長からお答えいただきたいと思うわけです。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）議員の意向、よくかみしめて対応していきたい、そう思います。

○議長（水野正美君）次に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君）それでは、中谷廻り山線の道路改良の件でございますけども、ただいま、特に待避所の件でのご質問、具体的にお示しいただいたわけでございます。特に荒川から入りまして左手の、現在、待避所の方は底地が市有地でございます。いま一度、待避所そのものを拡張できるかどうか、その辺のところを調査をした上で考えてまいりたいと思います。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。丸議員。

○13番（丸 昭君）それでは、一般会計補正予算、47ページ、委託料。有害鳥獣捕獲業務委託料、この件でお聞きしたいんですけども、この部分、当初、イノシシを260頭、鹿を10頭というような当初予算の中で、今回、追加でイノシシが450頭、鹿が70頭ということで、当初計画を極端に捕獲頭数がオーバーしているわけですけども、これを私はどうのこうの言うわけではありません。委託員の方々の努力によってこういう結果を見るというふうに考えられるわけですけども、ただ、こういうふうにトータルでイノシシが710頭ぐらいになるわけですけども、農水課の方で、この辺、まるっきり予定ができなかったんじゃないかと思うんですけども、いずれにしても、イノシシ700頭の捕獲ということになりますと、ごく氷山の一角じゃないかと思うんですよ。水面下に隠れている、潜在するイノシシの頭数がどのぐらいあるのか、課長の方で資料等があればご説明をいただきたいというふうに思います。また、反面、これだけの実績が上がるということは農作物に対する被害、かなり少なくなっているんじゃないかなというふうに思いますけども、実際にその辺も被害届けが少なくなってきたおののか、この辺のご報告をいただきたいというふうに思います。

ちょうどタイミングもよかったんですけど、12月1日、藤平市長を初めとして関係する20の市町村長の方々が県に対しましてイノシシ特区の要請を行っておると思うんですが、市長、一緒に行って、新聞によると写真まで写ってましたから、このときに要望した細かい内容と、それに対する県の方の受け答え、前向きにやるのかどうか、その辺のニュアンスがわかったら、この場で

ご報告いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答えいたします。初めに、有害鳥獣捕獲業務に関係しますイノシシの生息数実態ということですが、イノシシにつきましては生息数の確認できるデータ、調査結果等は現時点でございません。

また、2点目の被害届けが少なくなっているのではないかというふうなご質問でございますが、今回、捕獲頭数が見込みより多くなりましたことから、補正予算、お願いさせていただいているところでございますが、イノシシの増加傾向につきましては、勝浦市のみでなく南房総地域全体で増加傾向にあるというふうに伺っております。このような中から、捕獲頭数も結果的に見込みを入れまして増加と現在考えているんですけれども、いろいろな形の被害があるわけでございますが、被害届けの件数につきましても、昨年よりも増加しているというような状況でございます。

○議長（水野正美君）次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）せんだって、新聞に出なくてもいいものが出ちゃったので、困っちゃうんですけれども、実は県でも実情を實際、知事自身が把握してない。そういう状況であったという印象は受けました。そこで、私たちが要望いたしました内容につきましては、一応、当初予算だけで今までは県の方もやっておりましたけれども、今回は市原を含め、君津、大多喜、勝浦、いずれも非常にふえているということでございますので、補正予算において対応していただきたいということ。それから、その補助額をふやしてほしいし、対象になる有害鳥獣もアライグマ、あるいはキョン、ハクビシン、そういうものも入れていただきたいということをお願いしてまいりました。そのほかに私たちがお願いしたものは、柵の事業に対しても、柵の更新あるいは修理についても補助の対象としてほしい、そういうことをお願いしてきてございます。市原の市長、特区をつくって、免許のない人でもできるようにということを申し上げましたけれども、その点については何ら具体的な話はなかったように思われます。

知事のほかに議長、副議長にも面会し、同じような要望を申し上げました。これについては、県会議長は、少なくとも議長、副議長が皆さんにお会いして、その要望をいただいたわけですから、何とかしなければなりませんということで、こちら側もぜひお願いしたい、こういうことで議長、副議長の要望は終わりましたけれども、いずれにいたしましても、県の予算もさほど大きくなく、各市町村の現在までの予算を含めると、その方がむしろ多くなってしまいうという実情を強く訴えまして、今後、県下一帯にこの問題を投げかけて、そして県民の理解と協力を得たいという方向で話をしてまいりました。私の記憶の限りでは、その辺で要望活動は終了した、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。丸議員。

○13番（丸 昭君）ありがとうございます。農水課長のただいまの答弁によりますと、捕獲頭数はどんどんふえる。あわせて、本来であれば被害面積、これは減少しなくちゃいけないんですけども、被害もふえていると。全体的に生息数が増加の傾向にあるということになりますと、これからも市の予算づけについても、はっきり言って青天井だろうと。どんどんどんどん捕獲はふえますよ。捕獲委託料もどんどんふえる。反面、被害もどんどんどんどんふえいくということになりますと、これはふえて大変な問題になってくるわけですけども、今、市長からも報告がありましたとおり、今回の1回だけの要望に限らず、すっぽんみたいにかみついたら離れないというよ

うなことで、向こうが返事するまで、毎月でも毎週でもどんどんどん催促してやっていただきたいなというふうな要望をして私の質問を終わります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は総務常任委員会へ、議案第72号ないし議案第74号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第75号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

陳情の委員会付託

○議長（水野正美君）日程第3、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（水野正美君）日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月9日から12月14日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、12月9日から12月14日までの6日間、休会することに決しました。

散会

○議長（水野正美君）12月15日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時44分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案の訂正について
1. 議案第58号～議案第75号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第7号～陳情第10号の委員会付託
1. 休会の件